

令和7年8月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年8月総会議事録

1 日 時 令和7年8月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (4件)

第3号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式1件・二段階方式5件)

第4号 農用地利用集積等促進計画の策定について（農地売買） (3件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約） (4件)

3 その他

・次回総会 9月16日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 9月 3日（水） 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

三隅地区 8月18日（月） 午前10時から 三隅支所

長門地区 8月18日（月） 午後 2時から 市役所4階会議室

油谷地区 8月19日（火） 午前10時から ラポールゆや

日置地区 8月19日（火） 午後 2時から 日置交流プラザ

4 出席委員（17人：議席順）

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男（会長職務代理者）

19番 大野 耕作（会長）

5 欠席委員（2名）

3番 岡島 史真

15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	秋本 佑美

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 7 年 8 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 4 件、報告事項 2 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、7 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 7 年 8 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 17 名、欠席委員は 2 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

16 番、木村正雄委員、17 番、大汐光晴委員、よろしくお願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,234 m²。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、農業後継者がいないことから賃借人に譲り渡

すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から西北西へ約 270m に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

8 月5 日、大野会長さん、村田推進委員さん、事務局と私の計5 名で現地調査をしてまいりました。

場所は●●の近くで、周りは田と住宅が混在した農地です。

事務局からの説明がありました通りで、所有権の移転については何ら問題はないと思われます。

以上です。皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は232㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●町●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、家を購入し、畑作をしようと思っていたので貸付人に申し出た。譲渡人は、相続をしたが畑を使用することがないので、借受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南南東へ約360mに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当4番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番

4 番、西村です。

8 月 5 日、大野会長さん、森本推進委員さん、事務局の方々と私で現地調査を行いました。

石垣で囲まれた小高い場所で、もともと畑として使用されていたのでしよう、きちんと管理をされていたので、何ら問題はないと思われます。皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目につきましては登記簿、現況ともに田、面積は 1,806 m²。

譲受人は、●●▲▲番地▲、合同会社●●、代表社員●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、宅地分譲です。

理由としまして、譲受人は、申請地周辺は住宅が増えており、利便性の高い場所である。住宅の需要が見込まれるため宅地分譲地として販売をしたい。譲渡人は、主人を亡くし、当該土地の耕作を維持するには人手が足

りず、他に委託先が見つからないことから売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び6 ページをご覧ください。●●から北東へ約 800m に位置する農地です。

また、7 ページには公図、8 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」7 ページ、上段をご覧ください。

(2)、ウ、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域、第 1 種中高層住居専用地域に指定されている第 3 種農地であり、原則として転用が認められます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から許可後 1 箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。クの申請に係る事業が造成のみを目的とする場合についてですが、本件は農地法審査基準 13 ページ、6 番、都市計画法が規定する用途地域において住宅の用に供するために造成するものであり、農地法施行規則第 57 条第 5 号の例外規定が適用されるため、問題はないと考えます。

次に 11 ページ、(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枡を介し道路側溝に放流し、汚水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

8月5日、大野会長、村田推進委員、事務局と私の計5名で現地調査をいたしました。

場所は、●●の目の前にある農地です。

昨年までは耕作をされていましたが、事務局から説明がありましたように、ご主人が亡くなられた現在は、稲穂くらいの背丈の雑草が生えており、両隣は住宅が立ち並ぶ第3種農地で、特に何も問題はないと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については、登記簿は田、現況は畑、面積は2,645㎡、ほか1筆。

合計面積は、3,392㎡。

一体利用地を含む全体面積は、3,514㎡。

譲受人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、株式会社●●。

譲渡人は、●●▲▲番▲、●●さん、●●県●●郡●●町●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、社宅です。

理由としまして、譲受人は、隣接地でアルミを製造しており、従業員のための家族用住宅を計画することとした。譲渡人は、現状耕作をしておらず他に農作業の委託先も見つからないことから、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び9ページ

をご覧ください。●●から西北西へ約 1.6km に位置する農地です。

また、10 ページには公図、11 ページから 15 ページには土地利用計画図等を添付しております。

申請地のうち、字●●▲▲番▲につきましては、現在、農用地区域からの除外申請中です。

ここで、立地基準につきまして、「農地法審査基準」7 ページ、下段をご覧ください。

申請地は農振除外後、いずれも (3)、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地となります。申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から許可後 1 箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。カの一体利用地の利用の確実性ですが、法定外公共物払い下げの申請を行っており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本件は都市計画法上の開発行為に該当するため、農用地区域からの除外後、開発許可と同時施行といたします。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

この案件は、15 番、大田委員の担当地区ですけれども、本日は欠席でございますので、私、大野から説明をさせていただきます。

本件につきましては、6月の総会で農振地域の除外申請をされた農地でございます。

旧国道を挟んだ反対側に、株式会社●●がございます。

社宅を用意するために、建設をされるものです。

譲渡人の方も、それぞれ耕作をされておられず、この土地につきましては、両隣が運送会社の倉庫と飲料メーカーの会社で、前方が道路、後ろには鉄道が通っている状態で、この2筆だけが農地のままで残っていたということです。

今回、こういう形で株式会社●●が社宅を建てるということで、譲渡人も譲受人もちょうどいい条件の土地だったと思います。

各委員さんの慎重審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、開発許可と同時に許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。3ページをご覧ください。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については、登記簿は田、現況は畑、面積は2,075㎡。

うち、行為をする面積は346㎡。

借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、借受人は、実家のすぐそばに位置し、利便性があるため自己用住宅を建築することとした。貸付人は、息子の要望に応えた。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページをご覧ください。●●から南西へ約 550m に位置する農地です。

また、17 ページには公図、18 ページから 21 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、立地基準につきまして、「農地法審査基準」7 ページ、下段をご覧ください。

申請地は、(3)、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地に該当します。申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められ、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資申請書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から許可後 8 箇月後までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

8 月 5 日、大野会長、村田推進委員、事務局と私の 5 名で現地調査をいたしました。

場所は、●●の近くの第 2 種農地ですが、事務局からの説明がありましたように条件をクリアしているので、問題はないと思われます。

議 長

以上です。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

1 2 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

1 2 番

12 番、木村です。

ちょっと教えていただきたいんですけど、田んぼの一部を、2,000 m²のうちの 346 m²を宅地にされるということなんですけど、図面を見ると、家の周りが田んぼになるように見えるんですけど、これを分筆して一帯を埋めて農地転用するほうがいいようにも思えるんですが、それをする必要はないかどうかですね。

この図面のまま、家の部分の 346 m²だけを埋めて転用して周りには稲を植えるようにする方がいいのか、分筆してきれいに農地と宅地に分ける方がいいのか、その辺りが疑問なので教えてください。

議 長

事務局からお願いをいたします。

事務局長
補佐

はい、お答えします。

本来ですと、分筆していただくのが一番いいというところですが、私も同じ疑問を抱きまして、山口県農業会議の方に確認をいたしました。

親子間での使用貸借ということで、県内各地でこういった形で測量だけをして部分転用をするケースはあるということでした。

将来的な事を考えると、分筆をして農地と宅地部分を切り分ける方が、私も個人的にはいいと思うんですが、こういったケースは認められるということでした。

それと、こちらの地目は田になっていますが、現地調査をしましたら今現在は畑として活用をされていたので、ここに水を張って田として耕作するということはこの先はもうないように思いました。

1 2 番

図面を見ると、道路からちょっと離れている部分があるじゃないですか、もしこの道路との間の部分を勝手に埋めてしまった場合はどうなるんですかね。

事務局長 補佐	その場合は無断転用になりますので、転用の追認もしくは届出なりを後 でしてもらうことになると思います。
1 2 番	分かりました。ありがとうございます。
議 長	他にどなたか、ご質問などがあれば、ご発言をお願いいたします。
	(質問、意見なし)
議 長	ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は許可することに決定をいたします。 続きまして、番号 4 について事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。 番号 4。 土地の所在、大字●●字●●、地番●●番▲、地目については登記簿、 現況ともに田、面積は 479 m²、ほか 2 筆。 転用面積は 752 m²、一体利用地を含めた全体面積は 851 m²。 借受人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●さん。 貸付人は、●●▲▲番地 ●●さん。 権利の種類は、貸借権の設定です。 転用の目的は、木材置場への一時転用です。 理由としまして、借受人は、山林から木材を切り出す際の木材置場とし て使用したい。貸付人は、現在耕作しておらず、借受人の要望に応じるこ ととした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 22 ペー ジをご覧ください。●●から東南東へ約 8.9km に位置する農地です。 また、23 ページには公図、24 ページには土地利用計画図等を添付してお ります。 ここで立地基準につきましては、「農地法審査基準」4 ページ、上段をご覧 ください。 申請地は、農用地区域内にある農地です。原則として転用は許可できま せんが、(3)、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当

該農地を供することが必要であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、許可可能であると考えます。

なお、本件につきましては、令和8年1月31日までに原状回復をする旨の誓約書が提出されております。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和8年1月31日までに完了することになっており、確実であると考えます。カの一体利用地の利用の確実性ですが、法定外公共物一時占用申請を行っており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当2番、村岡委員、補足説明をお願いいたします。

2 番

2番、村岡です。

8月5日、大野会長、西村推進委員、事務局2名と私の5名で現地調査をいたしました。

●●の近くで、今は耕作をされていませんが、管理はされております。

事務局の説明のとおりで、何も問題はないと思われますので、皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和 7 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 7 年 9 月 1 日の公告となります。

まず、従前の相対契約に相当する一括方式による利用権設定です。

賃貸借のみで、長門地区が、1 件 1 筆の 1,315 m²となります。

詳細につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。

次に、7 ページの二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、4 件 6 筆の 11,585 m²。油谷地区が、1 件 1 筆の 1,309 m²。

計が、5 件 7 筆の 12,894 m²となります。

詳細につきましては、8 ページから 9 ページをご覧ください。

機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてのご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長	ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。 本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、同意することに決定をいたしました。 続きまして、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について（農地売買）、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。10 ページをご覧ください。 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、農地売買。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することについて、審議を求める。 令和 7 年 8 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 まずは、制度の説明をいたします。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人●●を介した農地の売買、いわゆるあっせん事業となります。 先ほど、議案第 3 号でご審議いただいた案件の、売買版としてご理解いただけたらと思います。 制度の詳細につきましては、議案位置図等添付資料、25 ページの説明チラシをご覧ください。 国、県の補助を受けまして、認定農業者等の地域農業の担い手に、売買により農地集積を行う事業であり、売り手、買い手に手数料や税制面で様々な優遇措置がございます。 本市におきましては、令和 5 年度までは、農地法を使ったあっせん事業を行ってまいりましたが、令和 7 年度から、公社がこの事業を機構法による手続きに一本化したため、今回のような形での議案提出となりました。 本議案に係る経緯を簡単に説明をいたしますと、令和 7 年度当初、3 件のあっせんを希望する申し出があり、7 月 18 日、売り手、買い手、公社、農業委員会立ち会いによるあっせん会議を開催しました。この会議を受け、公社から農用地利用集積等促進計画の素案が農業委員会に提出され、今回の総会にお諮りしているところです。 本日議決がいただけたら、農業委員会から公社に対して正式に農用地利用集積等促進計画の策定を依頼します。その後、公社は計画を長門市長に提出。これは農林水産課の方になります。 それから、市長による認可、公告を経て農地の売買が成立することとな

ります。制度についての説明は、大まかですが以上となります。

議 長

ただ今、事務局から制度の説明がございましたが、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、議事について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 1 と番号 2 は関連しておりますので、併せて説明をさせていただきます。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,898 ㎡、ほか 7 筆。

2 件の合算面積は、16,358 ㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

譲渡人は、●●県●●市●●▲▲番地▲、●●さん、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 26 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.1km から西北西へ約 1.2km に位置する農地です。

また、27 ページから 29 ページには公図を添付しております。

本件は、機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明等、また、他の委員さんからご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件について、公益財団法人●●に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定をいたしました。

続きまして、番号3について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番 地目は、登記簿は田、現況が畑、面積は607㎡、ほか1筆。

合算面積は、1,427㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び30ページをご覧ください。●●から北東へ約2.8kmに位置する農地です。

また、31ページには公図を添付しております。

機構法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、また、他の委員さんからご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

6 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

6 番

6番、河野です。

7月18日の午後より、●●におきまして公益財団法人●●と譲渡人の●●さん、譲受人の●●さんとの農地あっせん会議に委員として立会い、終了後、公益財団法人●●の方2名と、事務局2名と私で現地確認をいたしました。

現地については、事務局の説明のとおりできれいに整備されておりますし、何も問題はないと思います。

あっせん会議にて、譲渡人と譲受人の間で契約も交わされておりまして、何の問題もありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

他にどなたか、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件について、公益財団法人●●に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定をいたしました。
議事については、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。11 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 1、土地現況証明報告でございます。
番号 1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、登記地目は畑、面積は 503 m²。
申請者は、●●県●●市●●町▲丁目▲番▲号、●●さんです。
令和 7 年 8 月 5 日に、会長、大田委員、濱村推進委員及び事務局とで現地を確認いたしました。
現地は宅地となっており、農地としての再生利用が困難な状況であったことから、同日付けで非農地として証明しております。
ほか 1 件の、現況証明をしております。
報告事項 1 につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。12 ページをご覧ください。
報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
通常の利用権に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、●●相続人、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 716 ㎡。

令和 7 年 7 月 9 日に、合意解約をしております。

ほか 3 件の、合意解約となります。

報告事項 2 については、以上となります。

議 長

ただいま、事務局より報告事項 2 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

まず、次回の農業委員会定例総会は、令和 7 年 9 月 16 日、火曜日、長門市役所 4 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、9 月 3 日、水曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。

次に、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。

三隅、長門地区におきましては、8 月 18 日、月曜日、午前に三隅地区、午後に長門地区、油谷、日置地区につきましては、8 月 19 日、火曜日、午前に油谷地区、午後に日置地区で開催いたします。ご参集のほど、よろしくお願いをいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 26 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和 7 年 8 月 1 5 日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議 事 録 署 名 委 員 木 村 正 雄

議 事 録 署 名 委 員 大 汐 光 晴